

パイロットのふるさとづくり等に関する包括連携協定書

熊本県（以下「甲」という。）と崇城大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、包括的な連携のもと相互に協力し、世界に羽ばたくパイロット達のふるさととして、パイロットを目指す多くの若者を熊本に結集させ、熊本県が推進する大空港構想における阿蘇くまもと空港等の空港周辺地域の活性化及び大規模災害発生時における連携等、阿蘇くまもと空港等の拠点性向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について、連携し協力する。

- （1）航空産業の人材育成推進を通じた阿蘇くまもと空港等の拠点性向上に関すること
- （2）航空産業の人材育成推進を通じた阿蘇くまもと空港等周辺地域の活性化に関すること
- （3）地震等の大規模災害発生時における連携及び協力に関すること
- （4）その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の1か月前までに書面による相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た情報を甲又は乙の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

(協議)

第7条 本協定について疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月24日

甲 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊 本 県
代表者 熊本県知事

乙 熊本県熊本市西区池田4丁目22番1号
崇 城 大 学
学長